

「東日本大震災」における県内中小企業者への
支援策について（緊急経営安定支援融資の拡充）

「東日本大震災」の影響を受けている県内中小企業の経営の安定を図るため、本日（23日）より、緊急経営安定支援融資に「東日本大震災枠」を新たに創設し、県内中小企業の資金繰りに万全を期することとしました。

1 融資対象

- (1) 東日本大震災により、直接被害を受けたもの
- (2) 東日本大震災の被災区域内に事業所を有する中小企業であって、震災後3ヶ月の売上高等が前年同期比で10%以上減少しているもの
- (3) 東日本大震災の被災事業者との取引により、震災後3ヶ月の売上高等が前年同期比で10%以上減少しているもの
- (4) 東日本大震災に起因した風評被害などによって、震災後3ヶ月の売上高等が前年同期比で15%以上減少しているもの

2 取扱期間 平成23年5月23日より

3 資金使途 事業資金

4 融資条件 限度額 80,000千円
利率 年1.0%
償還期間 設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

5 信用保証 必須（東日本大震災復興緊急保証）

6 手続 商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて、取扱金融機関に申請
※東日本大震災復興緊急保証の利用にあたっては、市町の認定書が必要となります。

7 問合せ先 石川県商工労働部経営支援課金融グループ
TEL 076-225-1522